

(参考12)

金融商品取引法における課徴金額と刑事罰の調整規定について

課徴金対象行為	不公正取引					継続開示書類の虚偽記載・不提出	発行開示書類の虚偽記載・不提出	公開買付届出書等の虚偽記載・不提出	大量保有報告書の虚偽記載・不提出
	インサイダー取引	相場操縦	仮装・馴合売買	安定操作取引	風説の流布・偽計				
課徴金額の算定方式	例)(重要事実公表後2週間以内の最高値 - 購入価格) × 購入株数					例) 600万円 or 時価総額の10万分の6のいずれか高い方	例) 募集・売出し総額の2.25%(株式等の場合は4.5%)	例) 買付け総額の25%	例) 対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
罰則	法人	5億円以下の罰金	7億円以下の罰金			5億円以下の罰金			
	個人	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科			5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科			
没収・追徴	不公正取引により得た財産等を没収・追徴					-			
課徴金と刑事罰等との調整規定	没収・追徴額相当額を課徴金より控除()					虚偽記載の場合、罰金相当額を課徴金より控除()	-		

() 課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合...当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令

課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合...判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し

課徴金納付後に起訴された場合...判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付

(参考 13)

【課徴金】延べ87名の事業者に対して、270億3642万円の納付命令（過去最高額）



(注) 旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係るものを含み、旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

平成20年度における独占禁止法違反事件の処理状況について（概要）1頁より引用

(参考 14)

緊急停止命令の概要及び請求事例

独占禁止法の禁止規定に違反する疑いのある行為によって回復し難い侵害がもたらされることを回避するために、独占禁止法第 70 条の 13 には、公正取引委員会は緊急の必要がある場合、東京高等裁判所に当該行為の一時停止等を求めることができる旨定められている。

件名	申立日 (A)	東京高裁決定日 (B)	東京高裁決定内容	審理日数 (A-B)
(株)朝日新聞社ほか 153 名に対する件	昭和 30 年 3 月 16 日	昭和 30 年 4 月 6 日	一部容認 一部却下	21
伊藤勲に対する件	昭和 30 年 7 月 4 日	昭和 30 年 7 月 29 日	容認	25
(株)大阪読売新聞社に対する件	昭和 30 年 10 月 5 日	昭和 30 年 11 月 5 日	容認	31
(株)北国新聞社に対する件	昭和 31 年 12 月 21 日	昭和 32 年 3 月 18 日	容認	87
八幡製鉄所(株)ほか 1 名に対する件	昭和 44 年 5 月 7 日 (注 1)	-	-	-
(株)中部読売新聞社に対する件	昭和 50 年 3 月 25 日	昭和 50 年 4 月 30 日	容認	36
(株)有線ブロードネットワークスほか 1 社 に対する件	平成 16 年 6 月 30 日 (注 2)	-	-	-

(注 1) 被申立人が、合併期日を延期したため同年 5 月 30 日に取下げ

(注 2) 被申立人が、同年 7 月 9 日に申立に係る行為を取りやめたため取下げ

平均審理日数

40